

令和8年度高知県スポーツ情報総合ポータルサイト運用保守委託業務仕様書

第1 基本事項

1 目的

高知県スポーツ情報総合ポータルサイト「こうちスポーツ NAVI」(以下「こうちスポーツ NAVI」という。)の安定稼働や品質の向上を目的とする。

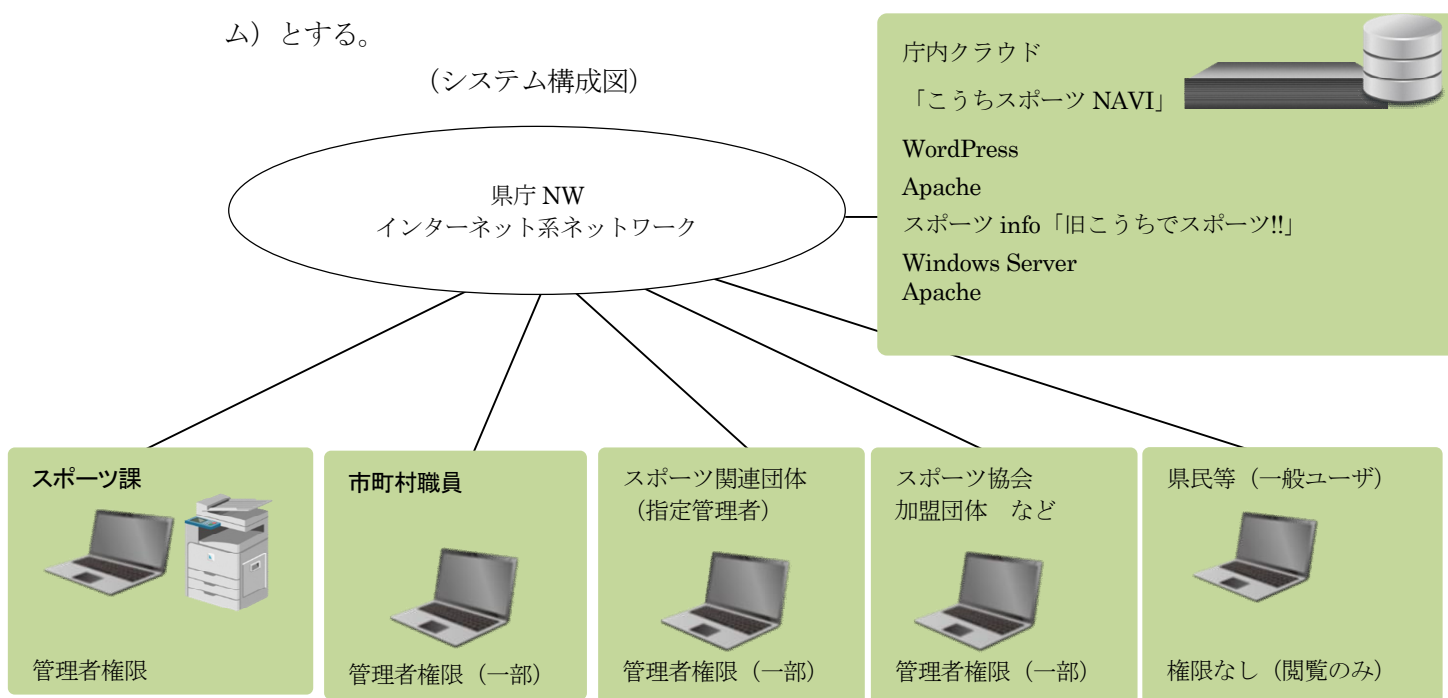
2 事業概要

こうちスポーツ NAVI は、高知県内のスポーツイベント・大会・教室等の情報や県内競技団体・スポーツサークルの情報、スポーツ施設の情報掲載機能及び、県立スポーツ施設の予約や抽選申込ができる機能並びにマスタによる管理や各種帳票出力等の施設管理機能を集約したものであり、県民のスポーツ参加の拡大を図るために導入したものである。こうちスポーツ NAVI を円滑に運用するため、運用・保守業務を委託する。

3 システムの概要

(1) システムの構成

庁内クラウドのインターネット系ネットワークを利用したウェブサイト(ウェブシステム)とする。



※ 県立スポーツ施設(春野総合運動公園、県民体育館、武道館、青少年体育館、青少年センター、弓道場)の機能は下記のとおりであるが、詳細部分については、各々の施設により異なる。

ア web 情報提供等サービス

(ア) 利用者向けに各施設の案内や予約空き状況を公開。

(イ) 登録済の利用者は、同サイトで予約抽選申込等が行え、各施設が設定した条件(抽選実行日等)による自動抽選結果を確認できる。また、登録メールアドレス

へ結果を自動配信できる。

イ 職員向け機能

(ア) 各種設定の変更等ができる。

(休館日等の施設情報、利用設定、料金、備品、おしらせ掲載)

(イ) 利用者情報の登録(変更、削除)、予約内容(受付、変更、取消)の代理入力、手続状況等の入力を行い、管理できる。

(ウ) 各種帳票(許可申請書、許可書、領収書等)の出力(登録、修正、削除、検索、参照)

(エ) 予約内容や予約状況(申請済、許可済、領収済、還付済)を設定条件別に表示できる。

(オ) 統計管理(利用状況、予約実績等)及びCSV等でファイル出力ができる。

(2) システムの利用状況

令和6年度	総件数	管理端末 ※1 (職員手作業)	インターネット予約 ※2	抽選申込件数 (インターネット申込)
春野総合運動公園	56,769	12,720	5,313	38,736
県民体育館	6,208	2,581	177	3,450
武道館	4,319	4,319	-	-
青少年体育館	934	934	-	-
青少年センター	5,008	3,633	519	856
県立弓道場	1,100	1,100	-	-
計	74,338	25,287	6,009	43,042

※1 「管理端末」は、職員が手入力した件数。

(①年間利用調整により決定した予約分、②電話等による予約・抽選申込分)

※2 「インターネット予約」は、抽選後に予約が埋まらなかった施設を予約した件数。

(3) CMS (コンテンツマネジメントシステム)

CMS 製品名 : WordPress

第2 委託業務の対象

こうちスポーツ NAVI

スポーツ info「旧こうちでスポーツ!!」

第3 委託業務の体制

1 運用及び保守業務体制について、体制図をもって報告すること。

また、システム運用業務責任者及びソフトウェア保守業務責任者をそれぞれ任命し、体制図と併せて報告すること。

2 運用及び保守業務のサービス時間帯は、祝日・年末年始休暇を除く平日の勤務時間(8時30分から17時15分まで)とする。

ただし、職員からの緊急な問い合わせについては、8時30分から22時を目安とし、平日

及び土日祝日（12月28日から1月3日を除く）も対応すること。

上記以外の時間帯において、重大な障害の発生など緊急対応が必要となった場合は、協議のうえ対応を行うこと。なお、緊急連絡先を両者で確認すること。

- 3 各業務を行うにあたっては、勤務時間内は常に1名以上が技術的な対応を取ることが可能となるように適正な人数を編成し業務にあたること。

第4 委託業務の内容

高知県スポーツ情報総合ポータルサイト運用保守受託業者（以下「乙」という。）は、次の各項で定める委託業務を、委託者（以下「甲」という。）の指示により実施するものとし、乙が委託業務を行った場合は、その作業内容を記録し、甲に報告しなければならない。この方法については、甲との協議の上、別途定めるものとする。

また、この業務により、システムの構成が変更された場合は、ドキュメント類及び構成情報を最新の状態に保つものとする。

1 システム運用業務

(1) システム操作関係業務

乙は、甲の指示に基づき、システム運用に必要なシステム操作及びその操作に直接関連する業務を行う。その業務の内容及び操作手順は、甲が別に定める操作マニュアルに定める。

(2) システム構成管理業務

乙は、甲の指示に基づき、システム運用業務責任者の管理の下、ソフトウェア保守業務責任者及びハードウェア保守業務責任者と調整し、ソフトウェア又はハードウェアの改修等に対応して、システム変更時のシステムの構成管理を行う。その業務の内容及び手順は、甲が別に定める運用手順書によるものとする。

(3) システム障害対応業務

乙は、システム障害又はセキュリティ事案が発生した場合の問題の一次切り分け並びに対応の指示及び甲への報告を行う。その対応手順は、甲が別に定める運用手順書及びセキュリティ実施手順書によるものとする。

(4) システム稼働監視業務

乙は、甲の指示に基づき、システムの稼働監視を行う。その業務の内容及び手順は、甲が別に定める運用手順書によるものとする。

(5) ログ管理業務

乙は、甲の指示に基づき、システムにおけるログの収集及びログの解析を行う。その業務の内容及び手順は、甲が別に定める運用手順書によるものとする。

(6) システム運用付随業務

ア 問い合わせ対応

乙は、甲からのシステムに関する問い合わせの対応（施設予約データの提供含む）を行う。

イ コンサルティング

乙は、甲の指示に基づき、システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率

的なシステム運用の提案、個別依頼事項に基づくシステムの調査を行い、甲に報告するなど、当該システムにおけるコンサルティングを行う。

ウ 管理者 ID・パスワードの管理・発行

エ 高知県庁内クラウド更改に伴う仮想マシン移行作業

乙は、甲の指示に基づき、従前の庁内クラウド（第3次庁内クラウド）から、令和8年1月から運用を開始した現行の庁内クラウド（第4次庁内クラウド）への移行に伴う作業を行う。

2 ソフトウェア保守業務

(1) ソフトウェア改修業務

乙は、甲の指示に基づき、軽微な修正の対応（TOPページメインスライダーの変更や表示ずれの修正、備品の追加、帳票の文言修正など。その他の軽微な修正範囲については乙と甲の協議の上で決定する。）を実施する。また、既存のソフトウェアの内容を改修する場合は、基本設計書及びプログラム設計書を参照のうえ、ソフトウェア改修作業を行う。この改修作業には、動作試験等を含むこととする。

さらに、改修したソフトウェアが動作するシステム環境を整え、納品作業を行い、その結果を成果物とともにシステム運用業務責任者に報告する。

(2) ソフトウェア構成管理

乙は、システムを構成するソフトウェアの設定情報又はプログラム仕様に変更があった場合は、ソフトウェアの構成管理を行う。その業務の内容及び手順は、甲が別に定める運用手順書によるものとする。

(3) バージョンアップ及びパッチ適用業務

本システムを構成するソフトウェアをバージョンアップする場合は、関連事業の参照及び検証機での確認を行い、可否を判断した上で作業（テスト環境での動作試験等を含む）を行うこと。さらに、バージョンアップしたソフトウェアが動作する本番環境を整え、その結果を業務報告書の中で整理し、甲に報告すること。

(4) システム復旧業務

システムに障害が発生した場合は、乙は甲と協議の上、バックアップ環境から復旧すること。

(5) 障害等原因調査業務

システム障害又はセキュリティ事案の発生に伴い、甲から障害等の原因調査の指示があった場合は、ソフトウェアの調査を行い、その結果を甲に報告すること。

(6) ソフトウェア保守付随業務

ア 問い合わせ対応

甲からのソフトウェアに関する問い合わせに対応すること。

イ コンサルティング

本システムの運用に関連した技術動向の把握、効果的・効率的なソフトウェアの提案、甲からの個別依頼事項に基づくソフトウェアの調査等、本システムのソフトウェア保守に関するコンサルティングを行うこと。

(7) 稼働監視・ログ監視・障害対応業務

ア Webサイトの死活監視を行うとともに、不正アクセスや情報セキュリティ事案の発生を検知すること。

イ システムのログ及びWebサイトのアクセスログ解析結果から、定期的（四半期毎）に利用分析作業を実施できるようにすること。

第5 委託業務のサービス要件

1 基本要件

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで保守を行う。

2 サービスレベル

(1) システム運用業務

ア システム稼働率

システム稼働率は、定期点検のための停止時間を除き、99%以上とする。

イ システム障害時の一次切り分け及び許容時間

システム障害又はセキュリティ事案発生時における一次切り分けに要する時間は2時間以内とする。ただし、障害の規模が大きく時間を要することが明確な場合は、早急に甲と協議し対応を決定すること。

ウ 問い合わせ対応

問い合わせ対応は、問い合わせから最初の回答までを4時間以内とする。

(2) システムの不具合による障害が発生した場合は、連絡を受けてから24時間以内に復旧させることを原則とする。

(3) 委託業務の実施にあたっては、高知県情報セキュリティポリシーを遵守すること。

第6 委託業務の成果品

1 成果物の内容

乙は、次に掲げる成果物を指定された期日までに納品しなければならない。

(1) 業務完了報告書（委託業務が完了したとき提出する）

(2) 障害対応報告書（障害時の対応状況及び作業実績工数が把握できるもの。対応後、速やかに提出する。）

(3) 業務実績報告書（毎月）

・システムの稼働率やサーバーの容量等の負荷監視内容

(4) 作業報告書（月次で作成し、作業実績工数を記載する）

(5) アクセス等の報告書（毎月）

・HP全体については、毎月のユーザー数、セッション、ページビュー数、直帰率、平均ページビュー数、平均滞在時間。

・その他、甲が指定するもの。

2 形式等

(1) 書類（紙媒体）は、A4判縦長横書き両面を原則とし、日本語表記のもの1部を提出する。

(2) 書類（電子媒体）は、甲の指示に基づき提出する。

ウイルス対策ソフトにより、ウイルスチェックを実施しておくこと。

3 納品場所

高知県の指定する場所に納品する。